明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一一二）　一

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産四〇）　五

○一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令（経済産業五四）　八

〔告　示〕

○国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額の一部を改正する件（総務一八五）　一〇

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第１の２の⑴のア、イ及びウの農林水産大臣が指定するものを指定する件の一部を改正する件（農林水産一〇七一）　一三

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業一二四）　一四

〔公　告〕

諸事項

官庁
基本測量関係事項関係　一五

裁判所
破産、免責、再生関係　一九

特殊法人等
独立行政法人国立美術館随意契約事前確認公募、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　二四

地方公共団体
無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　二五

会社その他
会社決算公告　二六

会社決算公告　四二

省令

○厚生労働省令第百十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月一日

厚生労働大臣　加藤　勝信